



早いものでもう11月です。あと2ヶ月で、今年も終わろうとしています。今年はいく最近まで夏が続く、いまだに衣替えも完了していなかったりで、夏が長かった感じがします。昨年也是如此ですが、夏はしっかり暑いものの冬もしっかり寒かった記憶があるので、みなさん季節の変わり目、お風邪などひかれないうご注意ください。



## 1. 労働者性

## 2. マイナ保険証

### ●労働基準法等違反、相談窓口の設置

～労働者かもしれない？フリーランスからの相談対応！～

→フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行（11/1～（令和5年6月号参照））を受けて、「もしかして自分は労働者なのでは？」と疑問を持っている**事業主**さんに向けて、労働基準監督署に相談窓口が設置されています。

#### 【労働者性の判断基準】

#### 1. 「使用従属性」に関する判断基準

(1) 「指揮監督下の労働」であること

- ・仕事の依頼、業務従事の指示等への**諾否の自由**の有無
- ・業務遂行上の**指揮監督**の有無
- ・**拘束性**の有無
- ・代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

(2) 「報酬の労務対償性」があること

#### 2. 「労働者性」の判断を補強する要素

(1) **事業者性**の有無 (2) **専属性**の程度 (3) その他

■**具体例**（おもなもの）※**No**は**労働者性**が強くなる

- ・仕事を頼まれて断る自由はあるか？ Yes ・ No
- ・就業場所や時間を決められる？ Yes ・ No
- ・同種の正職員より報酬高い？ Yes ・ No

→自社が委託しているフリーランスについて、**労働者性の強弱**についてチェックをしてみるようにしましょう。

### ●保険証→マイナ保険証制度へ！

～それぞれのカードの違いと注意点は？～

→**12/2(月)**から、保険証→**マイナ保険証**の制度へ変わります。

①②、③、④のいずれかで受診をする形になります。

＜**これからの保険証**＞※協会けんぽの場合

■**マイナ保険証がある方**：**マイナ保険証**（①）で受診

- ・資格情報のお知らせ（紙②）（令和6年8月号参照）も持参
- ・マイナカードの**保険証登録**をしていないと使用不可

■**マイナ保険証がない方**

**保険証**（③）or **資格確認書**（黄色のプラスチックカード④）で受診

**保険証**：**R7.12.1**まで使用可。R7.12.1までに退職等の場合は要返却。これ以降は自分で破棄してok。

**資格確認書**：**R6.12.2**（新規以外は**R7.12.2**以降発行）から使用可。有効期限4～5年。有効期限内に退職の場合は要返却。期限後は自分で破棄してok。

新規以外

申請**不要**：マイナカードを**持っていない**・保険証登録を行っていない、マイナカードの電子証明書の有効期間切れ等

申請**必要**：マイナカードを**紛失・更新中等**

→取得届（※今月のピックス参照↓）を提出→**資格確認書**（マイナ保険証がない方等のみ）、追って**資格情報のお知らせ**が届くため従業員さんへお渡しします。**資格確認書**が、実質これまでの**保険証**の代わりになるイメージです。

## 今月のピックアップ



新規



### ●社会保険の資格取得届・異動届、様式変更！～12/2（月）から～

取得届・異動届に資格確認書の「**発行が必要**」の欄が追加されるため、必要な場合は**チェック**を入れましょう。チェックがなくても該当者には送られますが、到着が相当遅くなるようです。

### ●厚労省職員を装った不審な電話やメール～厚生労働省から電話は来ません！

電話で厚生労働省を名乗るアノスが流れ、病院で保険証が不正に利用されていると言って**個人情報**を聞き出そうとされたり等、多数の不審な情報が報告されているのでご注意ください。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

